

第2回 善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会 会議録

日 時 : 平成29年5月2日(火) 9:50~10:40
場 所 : 琴平町役場2階町長応接室
出席者 : 善通寺市長 平岡政典、琴平町長 小野正人、多度津町長 丸尾幸雄、
善通寺市教育長 森 正司、琴平町教育長 大林正和、
多度津町教育長 田尾 勝
事務局 : 善通寺市4人、琴平町4人、多度津町3人

会議の概要

1. 開会

2. 会議録署名人の指名

小野会長 本会議の議事録署名人として丸尾委員と森委員を指名する。

3. 前回議事録の承認

事務局 前回議事録について説明

小野会長 議事録の承認について確認する。

(全員同意)

前回議事録は承認する。

4. 協議第6号「PFI事業者選定委員会委員の任命」について公開しないことの確認

小野会長 選定委員の任命については、入札公告前であることから協議会会議運営規程第2条の規定に基づき公開しないことを確認する。

(全員同意)

それでは、協議第6号「PFI事業者選定委員会委員の任命」は非公開とする。

5. 議事

小野会長 まず、協議第4号「職員のうち主任の者(事務長)を定めることについて」を協議する。事務局は説明を。

事務局 これは、協議会規約第12条に、「会長は、職員のうちから主任の者(以下「事務長」という。)を定めなければならない」とあることから事務長を定めるものである。事務長については、第1回の協議で定めた7名の職員のうちから善通寺市の笹川部長にお願いする。

小野会長 事務局からの説明について、ご意見、ご質問はないか。

(特になしとの声)

それでは、協議第4号については、原案のとおりとすることに異議はないか。

(全員同意)

それでは、協議第4号は原案のとおりとする。

小野会長 次に、協議第5号「善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備運営事業に係るPFI事業者選定委員会設置規程(案)」を協議する。事務局は説明を。

事務局 主なものについて説明申し上げる。第1条は学校給食センターの整備運営事業を行うにあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づいて実施するにあたり、PFI事業者の選定に透明性と公平性を確保することを目的として選定委員会を設置すること。第2条は事業者の選定基準に関すること。第3条は組織の構成及び任命について。第4条は委員の任期について。第5条は選定委員会の委員長について。第6条は会議について。第7条は委員会の委員の報償費(委員長は2万円、委員は1万5千円)及び旅費(琴平町の旅費規程による)について。第9条は会議録について。第10条は委員会の庶務について説明。

小野会長 ただいまの事務局から説明があった事について、ご質問があればお願いします。

平岡委員 委員長及び委員への報償費の額が、一般行政の報酬の額からすると2倍くらいの額であるが、どうしてか。

事務局 これは、今回の選定委員のうちA委員とB委員がC市でも同様の委員だったことから、C市にお聞きした額が委員長2万5千円と委員2万円だったこと、また中讃広域行政事務組合でも2万円と1万5千円という規程があったことで今回の額とした。

平岡委員 金額については、議会への対応を考えておかないといけない。委員会は4回あると聞いているが、1回当たりの時間もそれほど長くないのでないか。議会からは半日で終わる場合と1日かかる場合の金額というような話がよく出る。こういった金額を議会へ出した時にどのような対応をするのか。他市がそういう金額を出しているのであれば仕方ない面もあるが、その辺りも検討する必要がある。

小野会長 平岡委員から意見があったが、他の委員はどうか。

丸尾委員 中讃広域も2万円と1万5千円か。

事務局 そうである。

丸尾委員 中讃広域も1日拘束すると仮定しているのか。

平岡委員 議会でも中讃広域にも同額の規程があると説明して納得してもらえるのか。

丸尾委員 もし私が議会で同様の質問を受けた場合は、この協議会は初めてのことから他の近隣のところを参考にしなければいけないのでないか。C市は2万5千円であった。それよりは安くしている。私たちが協議している中讃広域は今回の金額で

あったというところで納得してもらえないかと。新たに作るにしても何か基準がないと、参考にするものがないと。

小野会長 今回、委員に広島と岡山の方がおられるが。

事務局 担当者会の中の話だが、近隣の自治体がPFI事業を行った時に同様に選定委員に報償費を支払っているが、その金額は委員長が3万円、教授の方は2万円であった。拘束時間についても、広島からの往復を考えると会議自体は2～3時間としても、ほぼその日は選定委員という役で終わってしまうという事になるので、そういう意味も含めて検討した結果が今回の額である。

丸尾委員 これ以外に、琴平町の規定で旅費が出るということである。もし、報償費を1万円としたら、委員は納得するだろうか。

小野会長 まだ、報酬額はお知らせしていないのか。

事務局 委員に就任していただく内諾はいただいている。

丸尾委員 内諾は貰っているのか

事務局 願いはしている。ただ、報償費の額については、まだ決まってないので伝えていない。学校の方での教鞭を取りやめて来ていただくので、その対価くらいはないとお願いしにくいかな、というところである。

平岡委員 この額でいい。

小野会長 議会で質問もあろうとは思いますが、足並みを揃えて、各市町単独の委員会での額と比べると高いが、これは往復の行程も含めた拘束と学校での教鞭への影響も及ぼすということで、この協議に関しては原案のとおりとする。異議はないか。

(全員同意)

それでは、協議第5号は原案のとおりとする。

(協議第6号「善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備運営事業に係るPFI事業者選定委員会委員の任命について」の協議は非公開)

小野会長 次に、協議第7号「善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会負担金に関する規程(案)」について協議する。事務局より説明を。

事務局 これは、協議会規約第18条第1項に「協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、関係市町が負担する」とある。また同条第2項には「前項の規定により関係市町が負担すべき額は、関係市町の長が協議により決定する」とあることから、本協議会の各年度の予算に対する各市町の負担割合を定めるものである。案としては、第2条のとおり当該年度の学校基本調査の食数割合で負担金を算出することとしている。ただし、学校基本調査は毎年5月1日現在の数値で調査するものなので、その数値が確定するまでは、前年度の学校基本調査の数値を用いて負担することとし、その後数値が確定した後に精算することとしている。

小野会長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問等あればお願いします。

(なしとの声)

特にないようなのでお諮りする。協議第7号については、原案のとおりとすることに異議はないか。

(全員同意)

それでは、協議第7号は原案のとおりとする。

小野会長 次に、協議第8号「平成29年度善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会予算(案)」を協議する。事務局より、説明を願う。

事務局 予算案について説明

小野会長 何か、ご質問等あるか。

丸尾委員 説明の予算について、詳細な資料を用意してほしい。

事務局 添付し忘れていた。(資料を配布する。)

小野会長 他にないか。

(特に発言なし)

それではお諮りする。協議第8号は、原案のとおりとすることで異議はないか。

(全員同意)

それでは、協議第8号は、原案のとおりとする。

小野会長 次に、協議第9号「協議会に属する現金を預け入れる金融機関を定めることについて」を協議する。事務局より、説明を願う。

事務局 これは、協議会規約第22条第2項に「協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める金融機関に、これを預け入れなければならない。」とあることから、協議会の現金を預け入れる金融機関を定めるものである。案としては、琴平町と多度津町の指定金融機関である百十四銀行にて定めたいと思う。

小野会長 事務局からの説明について、何かご質問等はないか。

(なしとの声)

それでは、協議第9号については、原案のとおりとすることに異議はないか。

(全員同意)

それでは、協議第9号は原案のとおりとする。

小野会長 次に、協議第10号「協議会出納員の任命について」を協議する。事務局より、説明を願う。

事務局 これは、協議会規約第23条第1項に「会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。」と規定されていることから、多度津町の竹田教育課長に協議会出納員をお願いするものである。

小野会長 ただ今の説明について、何かご質問はないか。

(なしとの声)

それでは、協議第10号については、原案のとおりとすることに異議はないか。

(全員同意)

それでは、協議第10号は原案のとおりとする。

小野会長 次に、協議第11号「善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会
会議録等公開要領(案)」を協議する。事務局より、説明を願う。

事務局 これは、協議会会議運営規程第7条第1項に「会議録及び会議資料は、原則
として公開する」、同条第2項に「前項の公開は、会長が別に定める方法により行う
ものとする」と規定されていることから、この別に定める方法を今回要領として定
めるものである。要領(案)の第2条のとおり、公開については各市町のホームペ
ージ及び指定する窓口での閲覧で行うこととしたい。

小野会長 ただ今の説明について、何かご質問はないか。

平岡委員 会議録等については、共通したものを公開するのか。

事務局 同じものを1市2町それぞれで公開することになる。

(他に質問等なし)

小野会長 それでは、協議第11号については、原案のとおりとすることに異議はない
か。

(全員同意)

それでは、協議第11号は原案のとおりとする。

小野会長 次に、協議第12号「善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会
傍聴要領(案)」を協議する。事務局より、説明を願う。

事務局 これは、協議会会議運営規程第8条第2項に「会議の傍聴に関し必要な事項
は、会長が別に定める。」とあることから、傍聴に関し必要な要領を定めるものであ
る。要領(案)の第2条に規定しているとおり、傍聴の定員は5名、ただし、会議
の規模に応じて変更できるとしている。また、第3条では、傍聴は会議予定時刻の
15分前から先着順に受け付けることついで、15分前に定員を超えていた場合、く
じ引きにて傍聴人を決定するとしている。その他、以下の項目では傍聴人の禁止事
項などを規定している。

小野会長 ただ今の説明について、何かご質問、ご意見はないか。

(なしとの声)

丸尾委員 会議運営規程に「必要がある時は、関係者の出席を求められる」とあるのは、
傍聴人のことではないですね。

事務局 それは、説明者ということになる。

(他に質問等なし)

小野会長 それでは、協議第12号については、原案のとおりとすることに異議はないか。

(全員同意)

それでは、協議第12号は原案のとおりとする。

6. その他

(特になし)

7. 閉会